

令和5年度

## 習志野市海浜霊園 募集案内書

一般墓地、合葬式墓地（納骨室・合葬室）の使用者を公募します。



**申込期間 令和5年6月1日(木)～6月19日(月)**

(令和5年6月19日消印有効)

習志野市海浜霊園の使用をご希望される方は、この募集案内書をよくご覧いただき、同封の「海浜霊園一般墓地・合葬式墓地使用申込書」を、習志野市役所社会福祉課まで郵送してください。申込者多数の場合は公開で抽選を行い、使用者を決定します。

### 公開抽選会について

令和5年7月3日(月)に抽選会を行います。

抽選会に参加を希望される方は、「墓地使用申込書」の抽選会参加希望欄の「あり」を○で囲ってください。

※参加希望者多数の場合は抽選で参加者を決定します。参加決定者は、後日送付する墓地受付票でお知らせします。

※抽選会の参加を希望した方でも、抽選の結果、参加できない場合もあります。

**※抽選会の参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。**

## ～目次～

1. 募集日程	2
2. 申込資格 一般墓地	3
合葬式墓地 納骨室	3
合葬室	4
3. 申込みの注意事項	5
合葬式墓地の申込み方法Q & A	6
4. 海浜霊園の概要	8
5. 募集数、墓地使用料等	9
6. 抽選会の開催	10
7. 当選から墓地使用開始までの日程	11
8. 当選した方の手続き	12
【記入例】海浜霊園一般墓地使用申込書	15
【記入例】海浜霊園合葬式墓地使用申込書	16
海浜霊園 案内略図	17

## 1. 募集日程

### (1)使用申込書配布

令和5年6月1日(木)～

令和5年6月1日(木)から、「募集案内書」及び「海浜霊園使用申込書」を配布します。

配布場所：市役所社会福祉課、海浜霊園管理事務所、東部・JR津田沼駅南口連絡所、市内各公民館（休館日を除く）

### (2)申込受付期間

令和5年6月1日(木)～

6月19日(月)《消印有効》

申込資格をご確認のうえ、「海浜霊園使用申込書」に必要事項を記入し、習志野市役所社会福祉課まで郵送してください。令和5年6月19日(月)の消印有効です。

### (3)受付票発送

令和5年6月23日(金)

申込内容を確認後、申込者に墓地受付票を送付します。大切に保管してください。

### (4)公開抽選会

令和5年7月3日(月)

午後2時～

日時：令和5年7月3日(月)午後2時から午後4時

場所：サンロード津田沼（京成津田沼駅前ビル）

6階大会議室

抽選は申込種別ごとに区画単位で行います。

抽選会の入場者数を制限します。参加を希望される方は、海浜霊園使用申込書の抽選会参加希望欄の「あり」を○で囲ってください。記入がない場合、「なし」とみなします。

**※抽選会の参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。**

### (5)結果通知発送

令和5年7月6日(木)

抽選結果は、封書で「当選した区画番号」、「補欠」、「落選」を申込者に通知します。申込者数が募集数を超えなかった場合は「当選した区画番号」を通知します。

また、市ホームページでも抽選結果を掲載します。

## 2. 申込資格

### ■一般墓地

- (1) 申込者は、一般墓地の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は、これまでどこにも埋蔵したことのない焼骨（改葬、分骨でない）を所持しており、火葬許可証を提示できること。
- (3) 申込者は現在、海浜霊園合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

### ■合葬式墓地

#### ●納骨室（1体用納骨壇・2体用納骨壇）



#### 【焼骨保持】

- (1) 申込者は、納骨室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地及び納骨室の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者は、これまでどこにも埋蔵したことのない焼骨（改葬、分骨でない）を所持しており、火葬許可証が提示できること。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

**納骨室は、生前予約の申込みはできません。**

**ご夫婦が生前で申込む場合は、次ページの合葬室を申込みください。**

## ●合葬室（合葬式墓地地下）



### 【焼骨保持】

- (1) 申込者は、合葬室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者は、焼骨（分骨でない）を所持していること。  
※焼骨は、これまでどこにも埋蔵したことがない焼骨のほか、他の墓地等に埋蔵・収蔵している焼骨でも申込みできます。  
※埋蔵体数は、(4)に該当する焼骨であれば、制限はありません。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

### 【生前予約】

- (1) 申込者は、合葬室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者自身が使用すること。
- (4) 申込者の年齢が65歳以上であること。

### 3. 申込みの注意事項

#### ■一般墓地、合葬式墓地（納骨室・合葬室）共通

- (1) 使用許可は、申請者個人に対して行うものであり、団体、法人等には許可いたしません。また、兄弟、友人等との名義の共有はできません。
- (2) 毎年、当選後、親族の了解を得られずに辞退される方がいます。事前に親族で十分に話し合いをしてから、申込みをしてください。
- (3) 申込みができるのは、一般墓地、納骨室、合葬室のうち1か所のみです。
- (4) 使用場所については、原則として、市が決定いたします。
- (5) 申込みは、6月19日（月）の消印まで有効です。この日以降の申込み及び申込種別の変更は認められません。
- (6) 今回の募集で募集区画数に達しなかった種別は、再募集を実施する場合があります。

#### ■一般墓地を申込みされる方へ

- (1) 全て返還された墓地です。外柵石等に変色、傷等がある場合があります。
- (2) 本市では、霊園内の統一感のある景観を保持するため、墓碑の建立などに際し、設備基準を定めています。本市の設備基準に適合しない工事は許可できません。
- (3) 申込者は当選された場合、資格審査の後、そのまま使用者となります。使用者の変更は、使用者の死亡時、又は離婚による配偶者への変更時に限定され、それ以外の理由では変更できません。申込みの際は、どなたを使用者にするか、親族で十分に話し合いをしてください。
- (4) 墓地の所有権は市にあります。使用者は、墓地を使用する権利を譲渡することはできません。
- (5) 墓地が不要となった場合は、原状に復し、市に返還していただきます。
- (6) 石材店等とのトラブルについては、市は一切関与いたしません。
- (7) 使用許可日から1年以内に墓碑等を建立し、焼骨を埋蔵してください。
- (8) 申込みできるのは、火葬（埋葬）許可証1通につき、1人1区画です。1つの焼骨について、複数の申込みはできません。

#### ■合葬式墓地（納骨室・合葬室）を申込みされる方へ

- (1) 合葬室は、焼骨を骨壺から一体ごとに納骨袋に移し替えて、他の焼骨と区別なく埋蔵します。そのため、埋蔵された焼骨はお返しすることはできません。骨壺は市で処分させていただきます。
- (2) 生前予約は、合葬室の申込のみとなります。納骨室（納骨壇）は申込みできません。
- (3) 生前予約は、ご自分が死亡した際に、合葬室に焼骨が埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

- (4) これまでどこにも埋蔵したことがない焼骨（改葬、分骨でない）を所持している場合、納骨室又は合葬室のどちらかを選ぶことができます。
- (5) 納骨室は焼骨の一時預かり施設ではありません。埋蔵された焼骨をお返しすることは原則できません。
- (6) 申込みできる納骨室の数量は、火葬（埋葬）許可証1通につき、1人1室です。ひとつの焼骨について、複数の申込みはできません。
- (7) 納骨室 2体用納骨壇の使用形態は、以下のいずれかとなります。
  - ① 申込者と、一緒に埋蔵される焼骨1体で使用する。
  - ② 親族2体分の焼骨を埋蔵するため使用する。
- (8) ご夫婦で合葬室の生前予約を申込み場合は、妻の分、夫の分とそれぞれ申込書を提出してください。
- (9) 使用料を納入した後に使用許可の取り消しをされても、使用料は還付いたしません。

### ●合葬式墓地の申込み方法Q & A

**Q 1** 自分（70歳）と配偶者（65歳）が亡くなったときに埋蔵する墓地として、今のうちから合葬式墓地を申込みおきたい。

**A 1** 合葬室 生前予約の申込みができます。

あなたの分として、「合葬室 生前予約」を申込み、配偶者の分として、配偶者自身が「合葬室 生前予約」をそれぞれお申込みください。

合計2通の使用申込書を提出いただくことになります。

**Q 2** 自宅に配偶者の焼骨がある。合葬式墓地に埋蔵したいが、納骨室でも合葬室でもどちらでもいい。両方申込みで、当選した方に埋蔵したい。

**A 2** 配偶者の焼骨分として、「納骨室 1体用納骨壇」か、「合葬室 焼骨保持」を1体分のどちらかをお申込みください。両方申込みことはできません。

**Q 3** 自宅に配偶者の焼骨がある。配偶者の焼骨を合葬式墓地に埋蔵して、自分（70歳）が亡くなったときは、自分も一緒に入りたい。

**A 3** ①から③のうち、1つを選びお申込みください。

① 配偶者の焼骨とあなたの分として、「納骨室 2体用納骨壇」をお申込みください。

② 配偶者の焼骨分として「納骨室 1体用納骨壇」を申込み、あなたの分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

③ 配偶者の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を申込み、あなたの分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 4 自宅に父と母の焼骨がある。父と母の焼骨を埋蔵するために、合葬式墓地を申込みたい。

A 4 ①か②のうち、1つを選びお申込みください。

① 父と母の焼骨分として、「納骨室 2体用納骨壇」をお申込みください。

② 父と母の焼骨分として、「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。

Q 5 自宅に父と母の焼骨がある。父と母の焼骨を合葬式墓地に埋蔵して、自分（70歳）が亡くなったときは、自分も一緒に埋蔵されたい。

A 5 ①か②のうち、1つを選びお申込みください。

① 父と母の焼骨分として「納骨室 2体用納骨壇」を申込み、あなたの分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

② 父と母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分申込み、あなたの分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 6 実家の近くにある墓地に父と母の焼骨が埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬したい。

A 6 父と母の焼骨分として、「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。

Q 7 実家の近くにある墓地に父と母の焼骨が埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬して自分（70歳）と配偶者（65歳）が亡くなったときは、自分と配偶者も一緒に入りたい。

A 7 父と母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分申込み、あなたと配偶者の分としてそれぞれが「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 8 実家の近くにある墓地に、祖父と祖母の焼骨が2体、その他身元はわからないが祖先の焼骨が3体埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬したい。

A 8 祖父と祖母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。

身元がわからない祖先の焼骨は合葬式墓地には埋蔵できません。

Q 9 自分は習志野市に住んでいないが、習志野市に住んでいた父と母の焼骨を、海浜霊園に埋蔵したい。

A 9 申込者が習志野市に住んでいない場合は、申込むことはできません。

《参考》一般墓地 第3種に設置済のカロート（地下葬孔。墓碑の下に設置する納骨室）





## 4. 海浜霊園の概要

- 開設 昭和57年（一般墓地）、平成19年（合葬式墓地）
- 場所 習志野市芝園3丁目1番1号
- 面積 79,819㎡
- 区画数 一般墓地：7,570区画  
合葬式墓地 納骨室：1,824体  
合葬式墓地 合葬室：8,000体
- 開園時間等 休園日 なし  
開園時間 通常 午前9時～午後4時30分  
時期により開園時間を延長します。

### 墓地の種類

	形 体	特 徴
一般墓地		<ul style="list-style-type: none"> <li>○各区画は外柵で仕切られており、焼骨は各墓地のカロートで永代に埋蔵されます。</li> <li>○お参りやお供えは、各墓碑の前で行います。</li> <li>○供養や管理は、家族（親族等）で代々受継いでいきます。そのため配偶者・子・親族等の祭祀承継者が必要です。</li> <li>○一つのお墓に家族（親族等）で埋蔵されます。</li> <li>○お墓の永代使用料、年間管理料の他、墓碑等の工事費がかかります。</li> </ul>
合葬式墓地	<p>構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上1階（納骨室） 地下1階（合葬室） 面積：150.89㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ロッカー型の納骨壇が設置されている1階の納骨室のほか、納骨袋に収められた焼骨を、他の焼骨と一緒に埋蔵する地下の合葬室があります。</li> <li>○単身者や子どものいないご夫婦など、承継者がいない方も使用できます。</li> <li>○埋蔵した焼骨は、市が永代で管理します。</li> <li>○多くの方々が共同で使用するため、低価格で使用できます。</li> <li>○お参りやお供えは、共同の参拝広場で行います。</li> <li>○納骨室では、焼骨を使用許可日から20年間は納骨壇に埋蔵し、20年経過後は、焼骨を合葬室（地下）に移します。</li> <li>○合葬室は、納骨室から移された焼骨のほか、焼骨を使用許可日から直接埋蔵することもできます。</li> <li>○合葬室は、自己が使用するために、生前での申込みができます。</li> <li>○合葬室は、他の墓地等に埋蔵・収蔵されている焼骨も埋蔵することができます。</li> </ul>

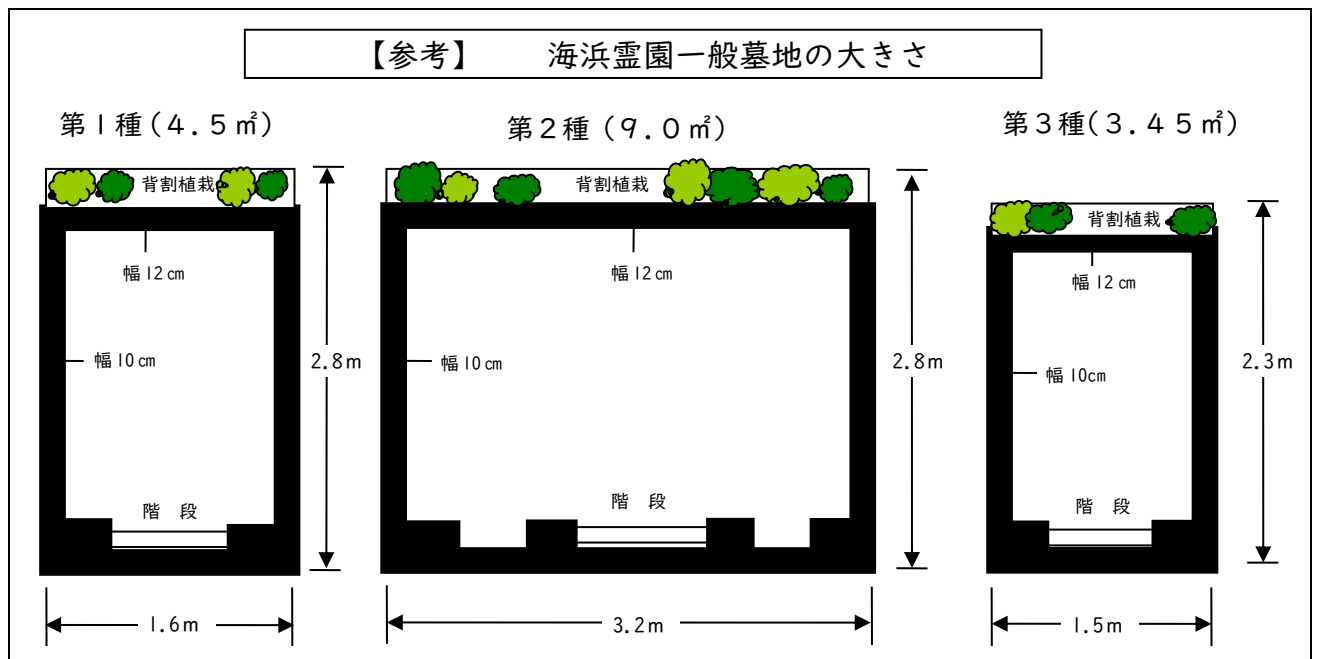
## 5. 募集数、墓地使用料等

### ●一般墓地

種別	面積	形式	墓碑の高さ	募集区画数	永代使用料	管理料(年額)
1種	4.5 m <sup>2</sup>	和式	130cm～140 cm以内	40区画	682,000 円	6,330 円
		洋式	75cm～85 cm以内	5区画		
2種	9.0 m <sup>2</sup>	和式	155cm～165 cm以内	4区画	1,364,000 円	12,660 円
		洋式	75cm～85 cm以内	1区画		
3種	3.45 m <sup>2</sup>	和式※	130cm～140cm 以内	2区画	523,000 円	4,850 円

※第3種はカロート（地下葬孔。墓碑の下に設置する納骨室）が設置済みです（7ページ参照）。

- ・管理料は、霊園の共用部分の清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、霊園施設の改修などの整備に充てております。なお、区画内の管理、除草などは各使用者の負担となります。
- ・使用許可年度の管理料は、使用許可日から令和7年3月までの月割の金額となります。
- ・すべての区画に外柵石は設置済みです。面積には外柵石、背割植栽部分が含まれています。
- ・使用場所は原則として抽選により決定します。



### ●合葬式墓地

種別		募集数	墓地使用料
納骨室	1体用納骨壇	12壇 (12体)	104,000 円
	2体用納骨壇	20壇 (40体)	208,000 円
合葬室	焼骨保持	50件	1体 24,000 円
	生前予約	100件	

## 6. 抽選会の開催

申込者が公募した数を超えた種別は、抽選によって使用予定者を決定します。

抽選会は公開で行います。抽選会への参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。

なお、申込者が公募した数を超えなかった種別は、申込者すべてを使用予定者として決定します。

- (1) 日 時：令和5年7月3日（月） 午後2時から午後4時
- (2) 場 所：サンロード津田沼（京成津田沼駅前ビル） 6階大会議室  
（津田沼5-12-12 京成津田沼駅直結）

《抽選会開催にあたり》

- ・昨年と開催場所、曜日、時間が異なります。
- ・抽選会に参加できる人数を制限します。参加を希望される方は、「墓地使用申込書」の抽選会参加希望欄の「あり」を○で囲ってください。
- ・参加希望者多数の場合は、抽選で参加者を決定し、参加決定者の発表は、後日送付する墓地受付票の発送をもって代えさせていただきます。
- ・抽選会参加を希望された方でも、抽選の結果、参加できない場合があります。  
なお、当日参加できるのは、6月23日（金）に本市から発送する受付票の抽選会の欄に「参加いただけます」と記載された受付票をお持ちの申込者本人、又は家族の方1名のみとし、同伴者の入室はできません。
- ・サンロード津田沼に駐車場はありません。車でお越しの方は、市役所駐車場にお停めいただき、サンロード津田沼までお越し下さい。

### (3) 抽選方法

- ・職員が抽選会参加者の前で抽選機を回し、当選者及び補欠者を決定します。
- ・抽選は、一般墓地、合葬式墓地の順番で行います。
- ・一般墓地の使用墓所の選定は、それぞれの墓所番号の若い順から抽選機を回し、決定します。
- ・抽選により決定された墓所の変更はできません。
- ・当選者が後日辞退する場合を想定して、補欠者として申込区分毎に3名を抽選します。

### (4) 抽選結果の通知

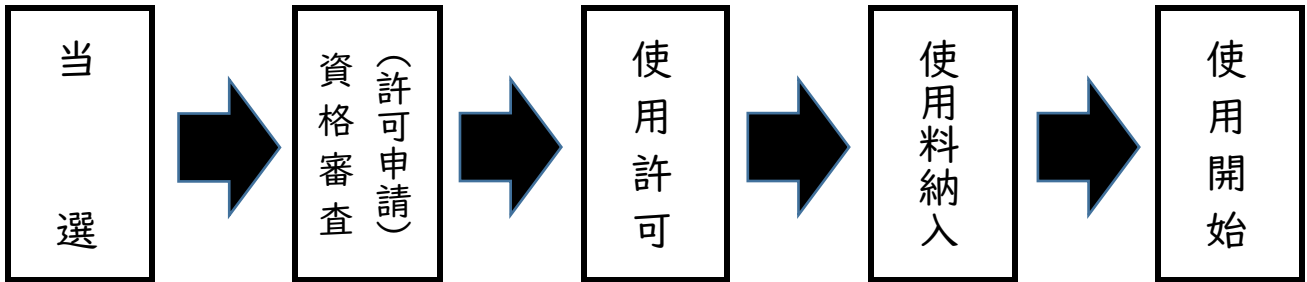
抽選会での結果は、当選・落選にかかわらず、申込者全員に「海浜霊園抽選結果通知」を7月6日（木）に発送しますので、ご確認ください。

また、習志野市ホームページにも当選番号を掲載いたします。

なお、電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えいたしませんのでご了承ください。

《このページは、「当選」された方の手続きです（参考に添付しています）》

## 7. 当選から墓地使用開始までの日程



資格審査で、申込み資格に該当しないことが判明した場合や、期間内に審査を受けなかった場合、又は必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

### (1) 資格審査

令和5年7月7日(金)～

7月28日(月)《消印有効》

- ・ 当選された方に対する資格審査を行います。使用許可申請書に必要書類を添えて、習志野市役所社会福祉課に郵送してください。
- ・ 令和5年7月28日(金)の消印有効です。
- ・ 期限までに必要書類を提出できなければ失格となります。
- ・ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の取得方法については、本籍地の自治体で確認してください。
- ・ 提出期限までに必要書類が揃わず、提出が遅れる可能性がある場合は、事前にご相談ください。
- ・ 申請を取りやめる場合、社会福祉課にご連絡ください。

### (2) 使用許可

令和5年8月4日(金)（予定）

- ・ 資格審査で問題のなかった方には、使用許可証をレターパックライトで送付します。市役所窓口での交付は行いません。
- ・ 使用許可証がお手元に届くまでは、当選していても、一般墓地及び合葬式墓地は使用できません。

### (3) 使用料納入

納入期限：

令和5年8月25日（金）

- ・ 使用許可証と併せて、使用料等の納入通知書を送付します。
- ・ 納入期限内に、本市指定の金融機関窓口で納入してください。
- ・ 使用料等は一括納入です。
- ・ 納入期限は令和5年8月25日（金）です。

### (4) 使用開始

- ・ 一般墓地は、使用許可日から1年以内に墓碑等を建立し、焼骨を埋蔵してください。また、外柵石は現状のまま使用してください。
- ・ 墓碑等の建立期間は、石材店等で確認してください。

## 8. 当選した方の手続き

当選した方は、申請内容について資格審査を行います。

### (1) 資格審査の期間及び方法

期 間：令和5年7月7日(金)から7月28日(金)まで

方 法：下記の書類を、習志野市役所社会福祉課に郵送でご提出ください。

※市役所に持参された場合、他の手続きの方の対応をしていることがあり、お待ちいただく場合があります。郵送での提出にご協力ください。

#### 《提出する書類》

##### ● 一般墓地

①海浜霊園一般墓地使用許可申請書 (当選者に送付いたします)

②当選者(申請者)の、現在の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の原本

③死亡者の死亡事項が記載されている戸籍または除籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の原本

- ・当選者(申請者)と死亡者が同じ戸籍に記載されている場合は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)は1通で結構です。
- ・上記②と③だけでは申請者と死亡者との関係が確認できない場合は、併せて、親族関係を明らかにする戸籍等の書類をご提出ください。
- ・戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)は提出日を含む前6か月以内に発行された原本を提出してください。

④「死体火葬許可証」のコピー

- ・火葬執行証明が火葬許可証の裏面に押印されている場合があります。その場合、裏面も必ずコピーを取り、同封してください。

⑤誓約書 (当選者に送付いたします)

##### ● 合葬式墓地

#### 【納骨室】

①海浜霊園合葬式墓地使用許可申請書 (当選者に送付いたします)

②当選者(申請者)の、現在の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の原本

③死亡者の死亡事項が記載されている戸籍または除籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の原本

- ・当選者(申請者)と死亡者が同じ戸籍に記載されている場合は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)は1通で結構です。
- ・上記②と③だけでは申請者と死亡者との関係が確認できない場合は、併せて、親族関係を明らかにする戸籍等の書類をご提出ください。
- ・戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)は提出日を含む前6か月以内に発行された原本を提出してください。

④「死体火葬許可証」のコピー

- ・火葬執行証明が火葬許可証の裏面に押印されている場合があります。その場合、裏面も必ずコピーを取り、同封してください。

⑤誓約書 (当選者に送付いたします)

**【合葬室】**

**(焼骨保持)**

①海浜霊園合葬式墓地使用許可申請書 (当選者に送付いたします)

②当選者（申請者）の、現在の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本

③死亡者の死亡事項が記載されている戸籍または除籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本

- ・当選者（申請者）と死亡者が同じ戸籍に記載されている場合は、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）は1通で結構です。
- ・上記②と③だけでは申請者と死亡者との関係が確認できない場合は、併せて、親族関係を明らかにする戸籍等の書類をご提出ください。
- ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）は提出日を含む前6か月以内に発行された原本を提出してください。

④これまで一度も埋蔵・収蔵したことのない焼骨を埋蔵する場合

- ・「死体火葬許可証」のコピー。火葬執行証明が火葬許可証の裏面に押印されている場合があります。その場合、裏面も必ずコピーを取り、同封してください。

他の墓地等に埋蔵・収蔵されている焼骨を埋蔵する場合

- ・「埋蔵証明書」など、当該焼骨が現在の墓地に埋蔵されていることを、墓地管理者が証明する書類。
- ・埋蔵証明書は、市で用意している書式をご利用いただけます。(当選者に送付いたします)

⑤誓約書 (当選者に送付いたします)

**(生前予約)**

①海浜霊園合葬式墓地使用許可申請書 (当選者に送付いたします)

②当選者（申請者）の、現在の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本

③誓約書 (当選者に送付いたします)

※戸籍の取得について

- ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）は、本籍地の市町村で取得してください。
  - ・当選者（申請者）の戸籍は、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアで取得できる場合もあります。
- 死亡者の本籍地は、火葬許可証に記載されています。

(3) 使用許可証の交付

提出書類に不備がなく、資格審査で問題がなかった方には、使用許可証を、ご自宅に発送いたします（令和5年8月4日（金）発送予定）。

墓地を使用できるのは、使用許可証の交付後となります。当選していても、使用許可証がなければ使用できません。

(4) 永代使用料及び管理料の納付

- ・使用許可証と併せて、海浜霊園使用料等の納入通知書を発送いたします。納入期限は令和5年8月18日（金）です。納入期限までに、本市指定の金融機関窓口で納入してください。
- ・一般墓地の納入金額は、永代使用料と令和5年度分（月割）と令和6年度以降の前納分（3年分または5年分）管理料を合わせた金額となります。
- ・一般墓地は永代使用料及び管理料を、合葬式墓地は使用料を一括で納入してください。

**【一般墓地 納入金額】**

種別	永代使用料 ①	管 理 料			納入合計額 ① + ② + ③
		今年度（月割） ②	前納 期間	前納分 ③	
1種	682,000円	4,220円 (年額6,330円)	3年	18,990円	705,210円
			5年	31,650円	717,870円
2種	1,364,000円	8,440円 (年額12,660円)	3年	37,980円	1,410,420円
			5年	63,300円	1,435,740円
3種	523,000円	3,233円 (年額4,850円)	3年	14,550円	540,783円
			5年	24,250円	550,483円

**【合葬式墓地 納入金額】**

種別	使用料
納骨室 1体用納骨壇	104,000円
納骨室 2体用納骨壇	208,000円
合葬室（1体あたり）	24,000円

(5) 埋蔵について

- ・埋蔵に際しては、事前に海浜霊園管理事務所に予約が必要となります。必要書類等は、使用許可証に同封する手続きの案内をご覧ください。
- ・合葬式墓地（合葬室）に当選された方で、自己の使用を目的としている方は、ご自分が死亡した際に、合葬式墓地（合葬室）への納骨がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。市では、埋蔵手続きをいたしません。
- ・合葬式墓地（合葬室）に当選された方で、他の墓地等に埋蔵・収蔵されている焼骨を改葬する方は、使用許可証を受取った後、焼骨が埋蔵されている墓地のある市町村で、改葬許可証の交付を受けてください。なお、交付の際の必要書類など手続きについては、当該市町村にお問い合わせください。

記入例

海浜霊園 一般墓地 使用申込書

一般

習志野市長 宛て

令和 年 月 日

◆ 申込者

申込者	フリガナ	ナラシノ タロウ	生年月日
	氏名	習志野 太郎	大正・昭和 40年 3月15日 平成
	住所	習志野市 芝園4-5-6-101	
	電話	自宅 047(451)□□□□	携帯 090(××××)◇◇◇◇

申込みは、一般墓地又は合葬式墓地のどちらかになります。

□ 一般墓地 (どこにも埋蔵・収蔵したことのない焼骨をお持ちの方)

申込区分	1種和式・1種洋式・2種洋式・2種和式・3種和式
埋蔵予定者氏名	申込者との続柄
習志野 花子	妻

1種和式墓地を、自宅にある妻の遺骨で使用したい場合

◆ 7月3日(月)開催 抽選会参加希望の有無

抽選会参加希望	あり・なし (いずれかを○で囲む)
---------	-------------------

※申込者のみ参加できます。参加希望者多数の場合は、市が抽選を行い、参加者を決定します。

抽選会の参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。

この申込書は一般墓地用です。  
合葬式墓地の申込書ではありません。



# 記入例

## 海浜霊園 合葬式墓地 使用申込書

# 合葬

習志野市長 宛て

令和 年 月 日

### ◆ 申込者

申込者	フリガナ	ナラシノ タロウ	生年月日
	氏名	習志野 太郎	大正平成 昭和 40年 3月15日
	住所	習志野市 芝園4-5-6-101	
	電話	自宅 047(451)□□□□	携帯 090(××××)◇◇◇◇

申込みは、一般墓地又は合葬式墓地のどちらかになり、合葬式の場合は下記の区分のいずれかになります。

### □ 納骨室 1体用納骨壇を申込み方（どこにも埋蔵）

1体用納骨壇に、自宅で安置している妻の遺骨で使用したい場合

申込区分	納骨室	1体用納骨壇	区分
	埋蔵予定者氏名	申込者との続柄	
1	習志野 花子	妻	焼骨

### □ 納骨室 2体用納骨壇を申込み方（どこにも埋蔵）

2体用納骨壇を、申込者自身と、自宅で安置している妻の遺骨で使用したい場合

申込区分	納骨室	2体用納骨壇	区分
	埋蔵予定者氏名	申込者との続柄	
1	習志野 花子	妻	焼骨
2	習志野 太郎	本人	申込者本人・焼骨（いずれかを○で囲む）

### □ 合葬室を申込み方（焼骨をお持ちの方）

申込区分	合葬室	焼骨保持	新骨・改葬骨
	埋蔵予定者氏名	申込者との続柄	埋蔵予定者氏名 申込者との続柄
1	習志野 一郎	祖父	2 習志野 進一 父
3	習志野 昌子	母	

合葬室を、他の墓地に埋蔵されている祖父と父、自宅に安置している母の遺骨で使用したい場合

### □ 合葬室を申込み方（生前での予約の方）

申込区分	合葬室	生前予約
	埋蔵予定者氏名	続柄
1	習志野 太郎	申込者本人

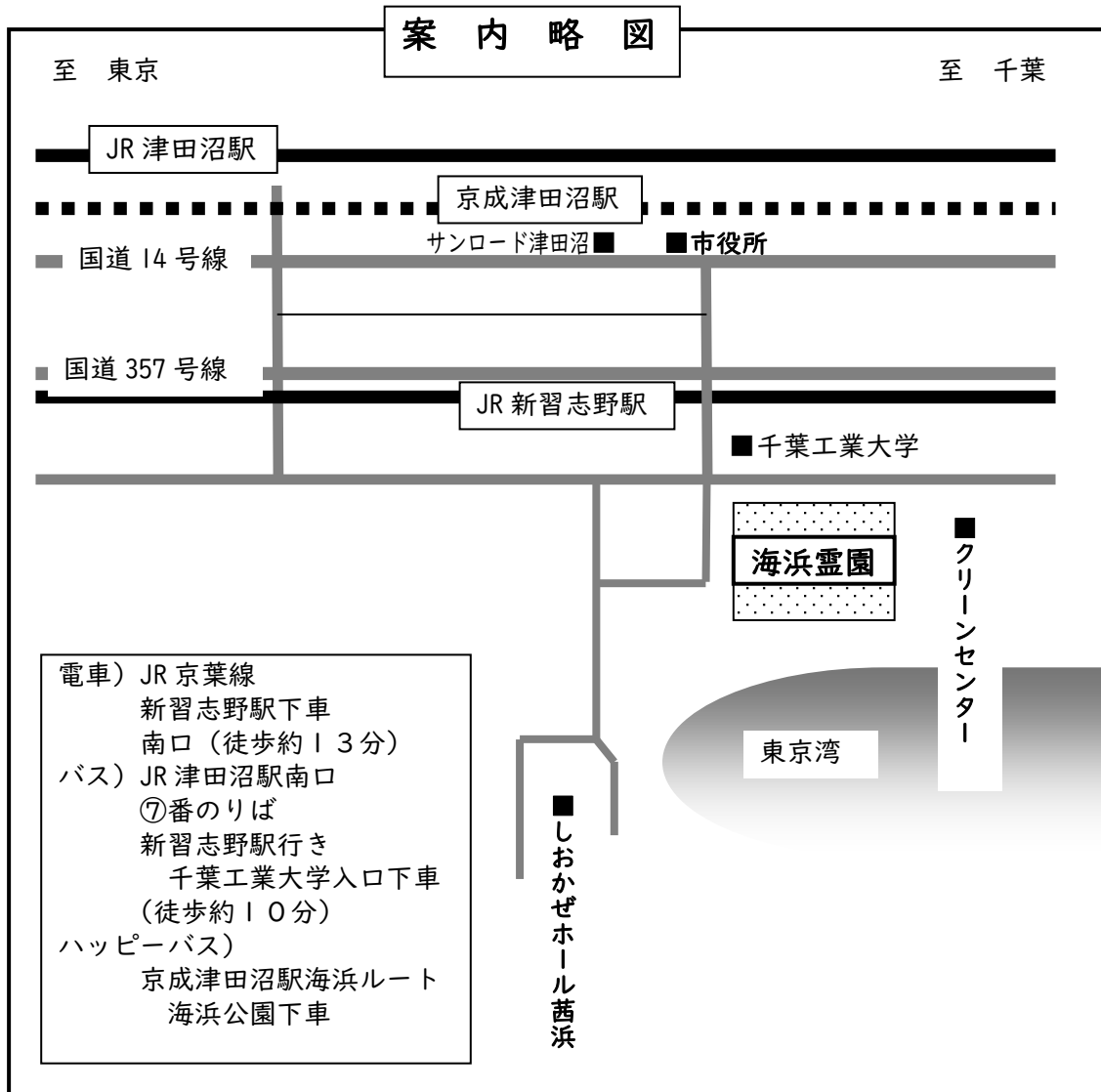
合葬室を、自分自身が使用したい場合

### ◆ 7月3日（月）開催 抽選会参加希望の有無

抽選会参加希望	あり・なし（いずれかを○で囲む）
---------	------------------

※申込者のみ参加できます。参加希望者多数の場合は、市が抽選を行い、参加者を決定します。

抽選会の参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。



(申請書類の提出・問合せ先)

**習志野市 健康福祉部 社会福祉課**

〒275-8601

住所：習志野市鷺沼 2-1-1

電話：047-453-7375 (直通)